

令和6年度木更津市結婚新生活支援事業補助金Q&A

最終更新日

令和6年7月31日

1 申請方法について

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|--|
| ① | 申請の前に相談や書類確認などの問い合わせは可能ですか。 | 可能です。木更津市役所の市民課に直接お越しいただくか、お電話にてご連絡ください。 |
| ② | 申請書類はどこで入手できますか。 | 市のホームページからダウンロードしてご利用ください。 また、木更津市役所の市民課でも配布しています。 |
| ③ | 平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者（親等）が行っても良いですか。 | 窓口に提出の場合は、申請者本人または配偶者のどちらかがお越しください。お越しになることが難しい場合は郵送での提出をお願いします。 ※郵送の場合、書類の不備等により受付が遅れることがあります。 |
| ④ | 予算の上限に達した時点で受付終了とありますが、どこで確認できますか。 | 受付終了となった場合は、市ホームページにてお知らせします。 |
| ⑤ | 申請時に夫婦の印鑑は必要ですか。 | 申請時に夫婦の印鑑は不要です。 ※申請後の手続きの『補助金交付請求書』を提出する際は、交付決定者の印鑑が必要となります。 |

2 対象要件について

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|--|--|
| ① | 再婚の場合も対象になりますか。 | 対象になります。 ※過去に本補助金の交付（他の自治体を含む）を受けている方は対象外です。 |
| ② | 子どもがいる場合も対象になりますか。 | 対象になります。 |
| ③ | 木更津市内に転居した場合も対象になりますか。 | 対象になります。 |
| ④ | 同居していますが、まだ婚姻届を提出していません。補助金の申請をすることはできますか。 | 婚姻届の受理後でないと申請はできません。 |
| ⑤ | 生活保護受給世帯の場合も補助の対象となりますか。 | 対象となります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅の取得費用及び賃借費用、引越費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助等を受給している場合、その部分については対象となりません。 |
| ⑥ | 夫婦の一方または夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象になりますか。 | 国籍要件はありませんので、対象となります。 |
| ⑦ | 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であるとのことですが、年齢はどのように計算しますか。 | 年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。 (例) 誕生日：1983年3月2日の方 婚姻日：2023年3月1日の方 3月1日に39歳から40歳となるので対象になりません。 |
| ⑧ | 合計所得が500万円未満とは収入だとどれくらいですか。 | 年間の収入が給与収入のみの場合は、給与収入の総額が概ね670万円以内の場合が500万円未満に該当します。（夫婦のどちらか片方のみの収入で計算した場合） 事業所得の方は収入から経費を差し引いた金額が所得となります。 |
| ⑨ | 転入、転居した日はどこで確認できますか。 | 転入、転居の届出等による住民票の異動日（転入の場合、住民票の「住民となった日」）とします。 |
| ⑩ | 近々、市外への引越しが決まっていますが、本補助金を受け取れますか。 | 引越しが決まっている場合は、申請をご遠慮ください。 申請から補助金の交付時まで木更津市に住民登録があり、そこに居住している人且つ、引き続き2年以上木更津市に住む意思がある人が対象になります。 |

3 対象経費について

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|
| ① | 住宅取得の場合はどの費用が対象になりますか。 | 建物の新築または購入費用が対象になります。 土地購入代、住宅ローン手数料、家具購入費は対象になりません。 |
| ② | レンタカーで引越した場合は引越費用の対象になりますか。 | 対象になりません。 引越業者に依頼した場合のみ対象となります。 |
| ③ | 引越の際の不用品処分費用は対象になりますか。 | 対象になりません。 |
| ④ | 住宅の賃借費用で、1か月毎に支払う家賃のうち対象になるものはどの費用ですか。 | 賃料、共益費が対象となります。 駐車場代、自治会費、光熱水費、ハウスクリーニング、更新手数料、火災保険料は対象になりません。 ※駐車場代は家賃に含まれており、契約書上で確認できず、切り分けられない場合は駐車場代を含めて対象となります。 |
| ⑤ | 勤務先が契約している物件（社宅）に入居しており、勤務先に家賃を支払っていますが、対象になりますか。 | 対象になります。 賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細等により申請者が勤務先に対して家賃相当額を支払っていることを確認できる書類を提出していただきます。 |
| ⑥ | 夫婦2人で住んでいますが、住居の契約名義人が夫婦の親になっています。対象になりますか。 | 対象になりません。 夫婦いずれかが費用を支払っていても、契約名義人が夫婦の親である場合は対象になりません。 |
| ⑦ | リフォームをした場合、どのような費用が対象になりますか。 | 住宅の機能の維持・向上を図るための修繕、増築、改築、設備機器などの工事費用が対象になります。 倉庫や車庫の工事、外構工事、家電購入・設置費用は対象になりません。 |
| ⑧ | 家賃は口座振替で支払っています。通帳の写しを領収書として提出できますか。 | 通帳の写しやWEB明細、振込明細書による提出も可能とします。 ただし、支払者、支払日、金額、内訳、振込先が確認できる部分の提出が必要です。 |
| ⑨ | 家賃はクレジットカードで支払っています。カード利用明細書の写しを領収書として提出できますか。 | カード利用明細書による提出が可能です。ご利用年月日が支払日です。引き落とし日ではありません。 提出する場合は支払者の氏名、金額、支払いの内容、支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。 |
| ⑩ | 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、対象になりますか。 | 結婚後かつ同居開始以後の費用に限り対象となります。 同居開始日については住民票により確認できる日となります。 |
| ⑪ | 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。 | 上限金額30万円又は60万円までは対象となります。ただし、申請は1回限りなのでご注意ください。 |

4 申請書類について

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|
| ① | 証明書関係はコピーでもよいですか。 | 原本をそのまま提出ください。 |
| ② | 過去に取得した証明書は使用できますか。 | 発行日から1ヶ月以内の証明書をご提出ください。 |
| ③ | 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。 | 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市が発行する所得証明書を提出してください。 所得証明書が発行できないやむを得ない事情がある場合は、源泉徴収票で確認する場合があります。 |
| ④ | 所得証明書は所得のある人の分だけでよいですか。 | 夫婦各1通ずつ、所得額の欄に数字の記載のあるものをご提出ください。数字の記載がない場合は申告してください。 |
| ⑤ | 書き間違えた場合は訂正印が必要ですか。 | 必要ありません。訂正するときは二重線で抹消してください。 |
| ⑥ | 転職をしたので、前の勤務先から住宅手当支給証明書をもらうことができません。 | 書類がそろわない場合は、証明できない期間は補助金の対象となりません。 |
| ⑦ | 現在無職の場合でも、働いていたときに受けた分の「住宅手当等支給証明書」の提出は必要ですか。 | 必要です。 退職後であっても証明を依頼してください。証明できない期間は補助金の対象となりません。 |
| ⑧ | 他市から転入した場合、市税完納証明書は前の自治体と木更津市の両方の証明書が必要ですか。 | 市税完納証明書は木更津市での滞納が無いかの確認となりますので、前の市町村の証明書は必要ありません。 |

5 審査・交付について

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------------------------------|---|
| ① | 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか。 | 申請書を受理してから、2週間～4週間程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。 |
| ② | 交付申請書の提出後に申請した内容が変更になりました。手続きが必要ですか。 | 変更交付申請書（第5号様式）と変更になった内容を証明する書類の提出が必要です。 |
| ③ | 補助金を受けた後に市外へ転出した場合は、補助金を返還する必要がありますか。 | 転勤などご本人の意向によらない特別な事情がある場合を除き、2年以内に市外へ転出した場合は、補助金を返還していただく場合があります。 |
| ④ | 補助金を受けた後に死亡した場合は、補助金を返還する必要がありますか。 | 死亡した場合は、補助金を返還する必要はありません。 |

6 補助金の交付・振り込みについて

| 通番 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------------------|---|
| ① | 夫の名前で申請しました。振り込み先は妻名義の口座でもよいですか。 | 申請者と同一の名義の口座に振り込みとなります。申請者が夫の場合は口座も夫名義のものに限ります。 |
| ② | 補助金の振り込みはいつ頃ですか。 | 補助金交付請求書（第9号様式）の提出があってから1ヶ月を目安にお振り込みします。 |
| ③ | この補助金の交付を受けた場合、確定申告等は必要ですか。 | 本補助金は税法上の「一時所得」に該当し、確定申告が必要な場合があります。ご不明な点は税務署にお問い合わせください。 |